

「地下鉄西神・山手線三宮駅東コンコースデザイン改修工事設計業務」

参加表明書作成における「よくあるお問合せ」(FAQ)

R3.6.18 追加分

1. 技術者の配置について

<p>協力事務所に技術者として配置する場合、協力事務所が評価される項目は、若手技術者を登用する場合だけと理解してよいか。</p>	<p>評価要領中「2. 事務所の実力」(実績、人数)については、協力事務所は評価の対象となりませんが、「3. 技術者の経験及び能力」については、管理技術者及び意匠主任技術者を除き、協力事務所職員を配置する場合は、当該担当者は評価の対象となります。</p>
<p>親会社から出向している職員を管理技術者として選任したい。実際、子会社である当社で管理技術者として携わっているものもある。当該職員を当社からの管理技術者として選任してよいか。</p>	<p>業務を受託した場合に、当該業務期間内に従事することを担保できるのであれば支障ありません。</p>

2. 業務実績について

<p>同一施設の改修工事を続けて設計しているが、契約は分かれている。一の契約は実績となる規模には満たないが、複数の契約を合わせて一の実績として判断してもよいか。</p>	<p>各契約で工事が完結するものについては、それぞれ別の設計として実績に該当するかを判断してください。同一の施設であっても、それぞれの契約の設計内容が一体的でないものは一の実績にはなりません。</p>
--	--